

# 一般世帯の申込資格

## (1) 一般世帯の申込資格

次の各項目の全部に該当する方

- ① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと  
※ただし、配偶者（生活の本拠を共にする交際相手を含む。）からの暴力により被害を受けている世帯については18ページ参照
- ② 現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）があること  
婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻（入籍）する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日までであること
- ③ 入居しようとする家族全員の収入合計が市又は国で定める基準（11ページ参照）の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること
- ④ 現在、住宅に困窮されていること
- ⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
- ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと
- ⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が暴力団員でないこと

・親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係にある方を含みます。

# 単身者の申込資格

## (2) 単身者の申込資格

〔単身者とは、配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者のない方をいいます。〕

次の各項目の全部に該当する方

- ① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと  
※ただし、配偶者からの暴力により被害を受けている方については18ページ参照
- ② 単身で居住され、日常生活ができる方のうち、次の（ア）から（コ）のいずれかに該当されていること  
なお、常時の介護が必要な方でも、居宅において常時の介護を受けることにより自立した生活ができる方であれば申し込むことができます。  
※一部の住宅については、年齢・障がいの有無等にかかわらず、申し込むことができます。詳しくは、「随時募集《公営住宅・改良住宅》申込受付のご案内」をご確認ください。
  - （ア）年齢が60歳以上の方
  - （イ）身体障がい者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から4級までに該当する方又は同程度の障がいがある方
  - （ウ）精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が1級から3級までに該当する方又は同程度の障がいがある方
  - （エ）療育手帳（認定カード）の交付を受けている方又は同程度の障がいがある方
  - （オ）戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する方
  - （カ）原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方
  - （キ）生活保護を受けている方、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項に規定する支援給付を受けている方
  - （ク）海外引揚者の方で、引き揚げから5年を経過していない方
  - （ケ）ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所に入所されていた方
  - （コ）配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で、次のいずれかに該当する方
    - ・ 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による配偶者暴力相談支援センターの一時保護もしくは同法第5条の規定による婦人保護施設の保護又は本市が行う同法第1条第2項に規定する被害者の緊急時における一時保護が終了した日から起算して5年を経過していない方
    - ・ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした退去命令又は接近禁止命令の申立てを行った方で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない方
- ③ 申込者本人の収入が市又は国で定める基準（11ページ参照）の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること
- ④ 現在、住宅に困窮されていること
- ⑤ 申込者本人が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
- ⑥ 申込者本人が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと
- ⑦ 申込者本人が暴力団員でないこと

# 親子ペア住宅の申込資格

## (3) 親子ペア住宅の申込資格<公営住宅>

親世帯・子世帯における次の申込資格の各項目全部に該当し、かつ、入居収入基準を満たしている方

親世帯用住宅申込資格	子世帯用住宅申込資格
<p>① 60歳以上の単身者のみか、又は配偶者との2人世帯のみで構成する世帯であること (配偶者と2人で入居する場合、いずれか1人が60歳以上であること) ※申込日現在で①の資格を満たしている必要があります。</p> <p><b>(注) 年齢は、申込日現在の満年齢です。</b></p> <p>(単身者とは、配偶者(内縁関係を含む。)のない方で、かつ、同居しようとする者のない方をいいます。)</p>	<p>① 1. 現在<b>大阪市内に居住している</b>(住民登録をしている)こと 2. 現在同居しているか、又は同居しようとする夫婦・親子を中心とする2人以上の親族(内縁関係及び婚約者を含む。)で構成する世帯であること 婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻(入籍)する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日までであること</p>
<p>② 入居しようとする家族全員の収入合計が市又は国で定める基準(11ページ参照)の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること</p> <p>③ 現在、住宅に困窮されていること</p> <p>④ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと</p> <p>⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が、本市からの明渡請求(家賃滞納を原因とする場合等を除く。)を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと</p> <p>⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族(内縁関係及び婚約者を含む。)が暴力団員でないこと</p>	

・親族、配偶者、夫婦及び親子には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー(パートナー)シップ関係にある方を含みます。

※親世帯と子世帯が申込日現在で同居している場合は申込みできません。

※親世帯と子世帯のうち、いずれかの世帯が当該親子ペア住宅を使用しなくなったときは、その親子ペア住宅1組(2戸)を返還していただき、本市の指定する住宅に移転していただくこととなります。

※親子ペア住宅は、豊かで明るい老後の生活をしていただくために、親世帯と子世帯が近くに住むことができるようにした住宅です。それぞれ独立した3DK又は2DKの住宅(子世帯用)と1DK又は1Kの住宅(親世帯用)の2戸を1組として入居できるよう募集も1組として行っています。

※代表的な間取りについては、22ページをご覧ください。

## 車いす常用者向特別設計住宅〔世帯向け〕の申込資格

### (4) 車いす常用者向特別設計住宅〔世帯向け〕の申込資格

- ① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと
- ② 申込者、又は現在同居しているかもしくは同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、身体障がい者手帳（障がいの程度が1級から4級）を所持する方又は同手帳の交付申請中の方（※）で、かつ、車いすを常用する方を含む2名以上の親族（内縁関係及び婚約者を含む。）で構成する世帯であること  
ただし、婚約者との構成で申込みされる場合、申込日現在婚約中で、婚姻（入籍）する日が当該住宅の本市の指定する入居契約日までであること  
※申込後の入居資格審査までに手帳（ただし、障がいの程度が1級から4級までであること）の交付をされること  
なお、**申込者は障がい状況届**を提出してください。（47ページの所定の様式）
- ③ 入居しようとする家族全員の収入合計が市又は国で定める基準（11ページ参照）の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること
- ④ 現在、住宅に困窮されていること
- ⑤ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
- ⑥ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと
- ⑦ 申込者本人及び現在同居しているか又は同居しようとする親族（内縁関係及び婚約者を含む。）が暴力団員でないこと

・親族には、大阪市ファミリーシップ制度に基づくファミリー（パートナー）シップ関係にある方を含みます。

## 車いす常用者向特別設計住宅〔単身者向け〕の申込資格

### (5) 車いす常用者向特別設計住宅〔単身者向け〕の申込資格

- ① 現在大阪市内に居住している（住民登録をしている）こと
- ② 単身者（単身者とは、配偶者（内縁関係を含む。）のない方で、かつ、同居しようとする者のない方をいいます。）で、身体障がい者手帳（障がいの程度が1級から4級）を所持する方又は同手帳の交付申請中の方（※）で、かつ、車いすを常用する方  
※申込後の入居資格審査までに手帳（ただし、障がいの程度が1級から4級までであること）の交付をされること  
なお、**申込者は障がい状況届**を提出してください。（47ページの所定の様式）
- ③ 申込者本人の収入が市又は国で定める基準（11ページ参照）の範囲内であり、かつ、家賃の支払い能力があること
- ④ 現在、住宅に困窮されていること
- ⑤ 申込者本人が、市営住宅に係る未納の家賃もしくは駐車場使用料又は市営住宅もしくは共同施設に係る損害賠償金がある方でないこと
- ⑥ 申込者本人が、本市からの明渡請求（家賃滞納を原因とする場合等を除く。）を受けて市営住宅を明け渡した方であって、かつ、その明渡しの日の翌日から起算して5年を経過していない方でないこと
- ⑦ 申込者本人が暴力団員でないこと

※車いす常用者向特別設計住宅をお申込みの方は、車いすを常用する方が、当該住宅を使用しなくなった場合には、本市の指定する住宅に移転していただくことになります。

※代表的な間取りについては、22ページをご覧ください。